

令和 7 年第 2 回臨時会

# 河津町議会会議録

令和 7 年 10 月 30 日 開会

令和 7 年 10 月 30 日 閉会

# 河津町議会

## 令和7年河津町議会第2回臨時会会議録目次

### 第1号（10月30日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○閉会の宣告	10
○署名議員	11
○議案等審議結果一覧	13

第 1 日

10月30日（木曜日）

## 令和7年河津町議会第2回臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

令和7年10月30日(木曜日)午後3時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度河津町一般会計補正予算(第3号))  
日程第 4 議案第57号 河津町立認定こども園条例の制定について
- 

### 出席議員(8名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
4番	桑原猛君	5番	渡邊昌昭君
6番	遠藤嘉規君	7番	上村和正君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

### 欠席議員(1名)

8番 渡邊弘君

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木垂弥君
健康増進課長	平川直也君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	友田佳伸君	水道温泉課長	飯田吉光君
教育委員会 事務局 局長	土屋勉君	会計管理者 兼会計室長	土屋典子君

---

### 事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 土屋 翔

開会 午後3時00分

◎開会の宣告

○副議長（桑原 猛君） 皆さん、こんにちは。

渡邊議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の本職が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

欠席議員は1名で、定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

---

◎開議の宣告

○副議長（桑原 猛君） これより令和7年第2回町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○副議長（桑原 猛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

また、日程に先立ちまして、9月30日に大川議員より議員辞職願が提出され、同日付で辞職が許可されましたので報告いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○副議長（桑原 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

10番、宮崎啓次議員、1番、正木誠司議員の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○副議長（桑原 猛君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

---

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第3、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度河津町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

令和7年度河津町一般会計補正予算（第3号）について。

令和7年10月30日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

本件につきましては、河津町議会議員補欠選挙に伴う費用を専決処分による対応とさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第138号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第5号。

令和7年度河津町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度河津町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,247万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年10月16日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

19款繰越金554万8,000円 1項繰越金、同額でございます。

歳入合計554万8,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費8万1項議会費、同額でございます。

2款総務費546万8,000円 4項選挙費、同額でございます。

歳出合計554万8,000円。

次の3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括は省略をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金554万8,000円 1 節繰越金554万8,000円。繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 8 万、10 節需用費 8 万。事業消耗品でございます。河津町議会議員補欠選挙実施後の新たな議員へ配付するものを購入するための消耗品でございます。

2 款総務費 4 項選挙費 5 目河津町議会議員補欠選挙費546万8,000円 1 節報酬52万7,000円、3 節職員手当等149万円、8 節旅費9,000円、10 節需用費57万9,000円、11 節役務費43万1,000円、13 節使用料及び賃借料21万7,000円。

次のページをお願いいたします。

15 節原材料費19万8,000円、18 節負担金、補助及び交付金201万7,000円。これらにつきましては、河津町議会議員補欠選挙の実施に伴う費用でございます。

説明につきましては以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度河津町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第4、議案第57号 河津町立認定こども園条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第57号 河津町立認定こども園条例の制定について。

河津町立認定こども園条例を別紙のとおり制定する。

令和7年10月30日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第57号 河津町立認定こども園条例の制定についてを説明させていただきます。

提案理由でございます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、河津町における幼保連携型認定こども園の設置に関して必要な事項を定めるためでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町立認定こども園条例。

（目的）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す

る法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、河津町における幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、乳幼児の健やかな成長を支援し、もって地域の子育て支援に資することを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、河津町立かわづ認定こども園、位置、河津町笹原328番地の1。

（事業）

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

第1号 認定こども園法第9条に規定する目標を達成するために行う事業。

第2号 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、町長が必要と認める事業。

第3号 延長保育事業。

第4号 預かり保育事業。

第5号 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業。

（運營業務の委託）

第4条 町長は、認定こども園の運営に関し、その一部を委託することができる。

（休園日）

第5条 認定こども園の休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休園日を定めることができる。

第1号 日曜日。

第2号 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

第3号 12月29日から翌年の1月3日までの日。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

次ページをお願いいたします。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） すみません、今までこの認定こども園につきましては、事前の説明等を我々もよく受けておりまして、何回も受けて承知をしているところです。その中で、1 点だけご確認だけさせていただきます。

説明の中で、今後、今のわかば保育園のほうに分園という形でやると思うんですけども、その呼び方です。今ここにありますと、認定こども園は笹原のほうの今のさくら幼稚園のほうにありまして、あくまで分園という形になりますが、そちらのほうはこの条例には入れない、また、今後やはり親御さんたちが話をするとき、通称名とかで例えば本園ですとか分園ですとか、そのまま今のさくら幼稚園、わかば保育園で使うとかと、そういうところについては、こちらの条例にはあくまで含めないということによろしいでしょうか。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） この条例につきましては設置条例でございますので、本園のほうを記載させていただきまして、分園につきましては特に記載はしない予定でございます。ただ、通称の名称につきましては、恐らく本園、分園というような呼び名になるかと予想しております。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 分かりました。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第57号 河津町立認定こども園条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○副議長（桑原 猛君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

副 議 長

議 員

議 員

## 議案等審議結果一覽

## 議案等審議結果一覧

令和7年第2回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度河津町一般会計補正予算 (第3号))	7. 10. 30	承認
議案第57号	河津町立認定こども園条例の制定について	〃	原案可決